

令和 6 年 12 月 2 日以降加入者への 「資格確認書」及び「資格情報のお知らせ」の交付方法について

※「資格確認書」「資格情報のお知らせ」の用途につきましては、

[令和 6 年 12 月 2 日以降の医療機関の受診方法](#)をご覧ください。

1. 「資格確認書」発行に伴う各種届出の様式変更または追加について

令和 6 年 12 月 2 日以降に必要な加入者へ発行することとなる「資格確認書」に関連する様式につきましては、次のとおり様式変更または追加となりましたので、こちらをご使用ください。

①様式変更（資格確認書発行要否欄を追加及び一部項目変更）

[健康保険被保険者資格取得届.xlsx](#)

[健康保険被扶養者異動届.xlsx](#)

※令和 6 年 11 月 8 日付「[業務課からのお知らせ](#)」にてお知らせしましたとおり、令和 6 年 12 月

2 日以降に加入する新規加入者で、マイナ保険証をお持ちでない方などに対しては、申請によらず「資格確認書」（A4 紙様式）を発行することとなりますが、当組合でマイナ保険証の紐づけを確認するため、発行までに最長 1 ヶ月程度時間を要する場合があります。

そのため、医療機関を受診する予定があるなど早期交付をご希望の場合は、届出の発行要否欄に☒をしていただくか、または「健康保険資格確認書（再）交付申請書」をご提出ください。

なお、資格確認書は「電子資格確認を受けることができない状況にあるときに交付する」と定められているため、加入者全員に交付することは認められておりません。

②新規追加様式

[健康保険資格確認書（再）交付申請書.xlsx](#)

[健康保険資格情報のお知らせ再交付申請書.xlsx](#)

2. 「資格情報のお知らせ」について

令和 6 年 12 月 2 日以降に加入する新規加入者につきましては、全員に対して交付することとなります。 交付方法としましては、住民基本台帳システムと当組合の登録情報を突合し、誤りがない加入者に対し、発行することとなります。

※令和 6 年 12 月 2 日～令和 7 年 12 月 1 日までの「資格確認書」または、「資格情報のお知らせ」の対応
につきましては、別紙のとおりとなります。